

佐賀藩「文政七年の政変」前後の政治状況

伊藤 昭弘

はじめに

文政七年（一八二四）九月、ひそかに出府した佐賀藩の重臣中^①によって在府中の九代藩主・斉直および側近有田権之允らが帰国させられ、翌八年八月有田らが切腹した。この一連の動向を高野信治は「文政七年の政変」と呼び、当該期の佐賀藩政を知るうえで重要な事件と位置づけている。すなわち当時の佐賀藩では有田など斉直の側近たちが藩政を牛耳り、藩主側近対重臣中という対立構造が存在した。そして政変によって重臣中が権力を奪回し、以後斉直は隠居状態となったという。

こうした政変前後の状況を詳しく述べたのは、久米邦武が著した『鍋島直正公伝^②』が最初である（「政変」とは表現していない）。久米は有田らの専横を強調したうえで、政変勃発の理由として彼らの「内廷財務の失態」（後述する「側」経費の濫用を指すようだ）、さらには佐賀藩が福岡藩と隔年交代でつとめていた長崎警備について、有田らが熊本藩に「沽却」しようとしたことを挙げ、高野もこれを踏襲している。しかしながら、筆者は有田らの専横や「内廷財務の失態」を具体的に示す史料を、いまだ確認できていない。また長崎警備の件は史料で確認できたが、政変にいたる過程においての位置づけは、筆者と久米とは異なる。そのため筆者には、斉

直側近対重臣中という対立構造について、根拠がはっきりしないように感じられる。

いうまでもないが、『鍋島直正公伝』は久米邦武による研究書である。しかしこれまでの佐賀藩研究ではあたかも史料のように取り扱われ、同書に書かれていることは事実とみなされてきた。しかし筆者は、同書に記された一〇代藩主・直正の初入部時のエピソードについて、実際に起こった出来事か疑わしいことを指摘し、直正襲封時の佐賀藩財政がいかに危機的状況か強調するために作られたのではないかと考えた^④。典拠がはっきりと示されていない以上、同書の記述は真実なのか、常に問わなければならない。

そのため本稿は、事実確認については『鍋島直正公伝』を頼りとせず、史料から導き出した事象のみをもって政変前後の佐賀藩を分析する。あらかじめ結論を示しておけば、実は斉直側近の専横は確認できず、長崎警備の件も佐賀藩重臣中は事実として認識していたが^⑤、それが政変の理由ではなかった。そして政変の背景には、斉直本人対重臣中という対立構造が存在したと考えられる。この対立がなぜ生じ、その後の佐賀藩政にどう影響したのか、本稿で明らかにしたい。

なお本稿では、佐賀藩の家臣が多く登場する。混乱を避けるため、別表を用意したのでご参照いただきたい。佐賀藩では、最上位の「三家」から「親類」「親類同格」「家老」「着座」「侍」という家格がもうけられ、その下

別表 主要登場人物

家 格	家 名	登 場 人 物
三 家	小城鍋島家	鍋島直堯
三 家	蓮池鍋島家	鍋島直與
親 類	白石鍋島家	鍋島山城
親 類	村田家 (久保田鍋島家)	鍋島讃岐
親類同格	武雄鍋島家	鍋島越後
親類同格	武雄鍋島家	鍋島十左衛門 (越後の子)
親類同格	諫早家	諫早豊前
家 老	横岳鍋島家	鍋島主水
家 老	横岳鍋島家	鍋島但馬 (主水の子)
家 老	倉町鍋島家	鍋島大隅
家 老	神代鍋島家	鍋島弥平左衛門
家 老	太田鍋島家	鍋島監物
着 座	納富家	納富十右衛門
着 座	有田家	有田権之允
着 座	伊万里鍋島家	鍋島石見

にいわゆる下級武士が存在した。「三家」は江戸へ参勤し、幕府の課役もつとめるなど大名のような存在だったが、あくまで佐賀藩鍋島家の家臣だった(領地も佐賀藩主より拝領)。また佐賀藩において郡方という職には就いたものの要職につくことはなく、基本的に藩政にはかかわらなかつた。「親類」は佐賀藩政の役職に就くことはあつたものの、藩政の中樞を占めるようなことは稀だった。

藩の政治行政機構は「外向」と「側」に分かれ、いわゆる「藩政」を執るのが「外向」、藩主の側回りや軍事にかかることを担当したのが「側」である。ただ、特に軍事に関することなどは「外向」も関与しており、はつ

きりとした線引きは難しい。年貢収入は「外向」、小物成や運上収入などは「側」の運営財源とされた。「外向」は六人ほどの家老(家格の「家老」とは別)によって運営され、その筆頭は当役(請役)と呼ばれた。家老は「親類同格」「家老」のなかから選ばれたが、「親類同格」は連判家老として常任、加判家老として「家老」からおおよそ二人ほど選ばれた。また「親類」から「着座」までが定期的に集まり、合議を催していた。一方「側」は、複数人の年寄(「着座」より任命)を中心に運営された。

一 政変への道程

鍋島大隅の出府

文政五年(一八二二)八月、「家老」鍋島大隅は当役および相続方(財政運営担当)に、鍋島但馬は相続方に任じられた⁶⁾。ふたりはいったん辞退するが、再度の要請をうけ受諾した。特に大隅は六〇歳近い高齢を理由に固辞していたが、「平日刻限出勤」(定例の出勤)を免除するという厚遇を与えられた。

さらに大隅は、九月一五日に「姫君御入興」にかかる「御願筋」および「江戸方御仕与」のため、出府を命じられた。もともとこの任務を命じられていた鍋島弥平左衛門⁷⁾が大役過ぎるとして辞退したため、大隅に回ってきたようだ。大隅も辞退したが最終的には受け容れ、一月四日、江戸に向けて出発した⁸⁾。

「姫君」とは、一代将軍徳川家斉の娘・盛姫のことである。盛姫は佐賀藩主鍋島齊直の嫡子・貞丸(のち斉正・直正)と婚約しており、「御入興」は盛姫が鍋島家に輿入れする(文政八年秋に予定されていた)ことを指す。

「江戸方御仕与」は、支出削減など佐賀藩江戸屋敷の改革を意味していた。

それでは「御入輿」にかかる「御願筋」とは、いったい何だったのか。当時江戸の佐賀藩中屋敷（溜池屋敷）に詰め、貞丸の側にあった古賀穀堂の日記によれば、文政六年正月、穀堂は「御入輿」の件について旗本男谷彦四郎（燕斎、文政六年五月、江戸城二ノ丸留守居に就く）と「密談」し、大隅および納富十右衛門（佐賀藩の江戸詰年寄）と引き合わせた。四人はたびたび「寄合」を催したと穀堂は記しており、彼自身、大隅より「御入輿取調懸合」を命じられている。

さらに納富十右衛門の行跡を取り調べた記録によると、彼は「御入輿」費用として幕府貸付方より拝借金を得るため、文政六年三月頃、老中水野忠成および忠成の家老土方縫殿助、その父祐因へ現金や掛け軸、茶碗などを贈っていた。「御入輿」にかかる「御願筋」とは、この拝借金を指していた。

先行研究^①が示すとおり、当時の佐賀藩は家臣・領民へ献米や人別銀をたびたび課していた。佐賀藩大組頭（着座）^②鍋島市佑は文政六年六月一日に請役所へ意見書を提出し、「世上一統困窮」を訴えて度重なる家臣・領民への負担転嫁を軽減するよう求めている。「御入輿」には莫大な費用がかかり、何も対応しないままではさらに家臣・領民へ転嫁されるのは必至だった。そのため佐賀藩は幕府から拝借金を得ようと考え、大隅を江戸へ派遣したのである。「御入輿」の費用を何とか調達し、盛姫を無事に迎え入れることができるか。これが当時の佐賀藩における最大の政治課題だったことを、まずは指摘しておきたい。

齊直の在府延長と文政七年の政変

文政六年一〇月二九日、藩主齊直が江戸の佐賀藩上屋敷（桜田屋敷）に到着した^③。入れ替わるかのように同年一二月二日、大隅が帰国の途にいた^④。大隅の任務であった「御願筋」は成就しておらず、帰国理由は判然としない。

佐賀藩主は、長崎警備を理由に在府期間は半年とされていた。おおよそ九月のオランダ船長崎出港を見届けて一〇月に参府、翌年三月に帰国して長崎警備の任につく、というサイクルだった。しかし齊直は三月以降も江戸に留まり続け、長崎警備は小城鍋島家の直堯に任せた。文政七年三月二七日、佐賀において請役所が家中へ向けて発した通達は、「盛姫君様御入輿之儀御間近二相成、色々公辺之御都合も有之、今般被遊御滞府儀候」と、「御入輿」を在府延長の理由としている。また齊直は、在府中に「御転任」（昇進）を目指していたとする記録がある（後述）。

齊直の在府延長は、国元の重臣中には寝耳に水の事態であり、前述した三月二七日の請役所通達も、在府費用にあてるため献米不納分を急ぎ納めるよう、家中に求める内容だった。「御入輿」を控えているなか余計な支出が増えることは、重臣中としては避けたい事態だった。そのため重臣中は、「政雑心遣」という職にあった鍋島讃岐と、江戸から戻っていた大隅（当役は外れていた）、および大目付深江平八・御側頭石井内膳が出府し、齊直に帰国を促すことになった^⑤。ところが江戸に到着したのは讃岐・深江・石井の三人のみで、大隅は銀主との交渉を理由に大坂に留まり、そのまま帰国してしまった^⑥。讃岐らがどのように齊直を説得したのか不明だが、結局齊直は江戸に留まり続けた。

讃岐らによる齊直説得の失敗をうけ、重臣中は文政七年八月二二日、「江

戸御出府之儀」を決定した。⁽²²⁾「御出府」はこれを記した白石鍋島家の家臣の目線による表現であり、同家の当主鍋島山城の出府を意味している。ただこのとき重臣中は一枚岩ではなく、大隅は山城らの出府に反対した。⁽²³⁾

閏八月の上旬、山城・鍋島十左衛門(当役)・但馬(相続方)・弥平左衛門(同)が江戸へ向けて出発し、山城は九月六日佐賀藩上屋敷に到着した。⁽²⁴⁾その後の展開は先行研究のとおり(斉直の帰国および有田権之允らの解職・佐賀送還)だが、斉直の帰国が決まるまでの過程に触れておきたい。

そもそも斉直の在府延長自体、佐賀藩のみで決定できることではなく、「御入興」の準備を理由に幕府へ願ひ出て認められたものだった。このとき斉直および側近たちは、御三卿・田安家(七代藩主重茂の継室が、田安宗武の娘⁽²⁵⁾)や幕府奥医師・堀本一甫を頼っていた。⁽²⁶⁾当然斉直の帰国も幕府の許しを得る必要がある、重臣中はず田安家に周旋を依頼しようと考えた。しかし田安家からすると、斉直在府延長のために動いてから半年ほどしか経っていないのに、今度は斉直の帰国について頼られたことになる。また田安家は佐賀藩重臣中の出府を知っており、今回の帰国願ひは斉直自身の考えなのか、それとも重臣中たちの意向なのか疑念を抱いた。そのため田安家は老中水野忠成に相談し、水野が斉直に直接この件を尋ねることにしたが、病気を理由に対面を断られてしまった。また重臣中は幕府御側衆の林忠英⁽²⁷⁾に相談し、田安家の付家老柳沢聴信との接触を試みたが、こうした経緯のためか叶わなかった。⁽²⁸⁾

結局重臣中は田安家への依頼を諦め、斉直室・幸の異母兄である鳥取藩主池田斉稷を頼った。⁽²⁹⁾斉稷は文化一四年(一八一七)に將軍家斉の一三男・乙五郎を婿養子に迎え、將軍家や幕府要路とのつながりが深かった。⁽³⁰⁾ところが九月二七日に斉稷と斉直が直接会ったさい、斉直はしばらく在府

すると話した。このことは林や柳沢にも伝わり(史料には書かれていないが、さらに幕府要路や將軍周辺にもおよんだだろう)、重臣中の斉直帰国プランは一向にすすまなかった。一〇月にいたりようやく斉稷が動き出し、老中青山忠裕などへ働きかけて「さらりと」帰国の許可を得た。もともと斉直の在府延長にあたり「御入興」の準備を理由にあげていたため、このとき斉稷は「御入興」の準備がおおかた整い、残りは重臣たちへ命じたとの理由を作り出していた(実際には、準備はほとんどすすんでいなかった)。こうして重臣中は、ようやく斉直の帰国にこぎ着けたのである。

以上で文政七年の政変は終了した。「はじめに」で述べたとおり、先行研究は政変発生の理由として藩主側近層と重臣中との対立を示唆しつつ、側近たちの濫費、および長崎警備を「熊本藩に譲渡する計画」をあげている。ただ山城らの出府理由は、あくまで讃岐らによる斉直への帰国説得が失敗したことに限られており、先行研究があげている点までを山城らが意識していたとは本稿では考えない。出府した重臣中四人が国元に留まった鍋島越後に送った書状⁽³¹⁾によれば、彼らはもともと穏便に斉直の帰国をすすめるため、在府の年寄鍋島石見や有田権之允らと相談した。しかし斉直との面会すら叶わなかったため、強硬手段をとったという。以上のことから、斉直の在府延長が政変の唯一の理由だったと、本稿では理解したい。⁽³²⁾

二 文政八年の動向

「御入興」の「御年限延」

こうして重臣中は斉直の帰国という目的を果たし、さらに斉直の側近たちを失脚させた。ここまでは、重臣中が描いた筋書きどおりに事が運んだ

といえよう。しかしながら、当時の佐賀藩における最大の政治課題であり、斉直在府延長の背景でもあった「御入興」の費用調達問題は、依然として残ったままであった。斉直の帰国により在府費用が節約できるが、これはそもそも発生しなかったはずの出費である。

前述のとおり、当初佐賀藩は幕府からの拝借金によってこの問題を解決しようとしていた。しかしながら、この任務を担っていた鍋島大隅は文政六年末以降出府せず、大隅とともに幕府要路への工作をつとめていた納富十右衛門は失脚してしまった。文政七年の政変終局の時点において、拝借金を獲得できていたとは考えられない。そもそも幕府より拝借金を得るには相当の理由が必要であり、婚儀費用が足りないから、と真つ正直に願い出ても無理だろう。領内の凶作を名目として拝借金を引き出す、という可能性もあるが、この場合認められたとしても藩政(凶作に備えた領民支配、財政運営)の失敗を幕府より咎められる可能性があり、「御入興」を控えた状態では選択出来なかっただろう。³³

そこで重臣中は、「御入興」の「御年限延」、すなわち延期をもくろんだ。文政八年二月二〇日に江戸の鍋島十左衛門(出府した重臣中のうちひとり江戸に残り、「御入興」への対応にあたった)が国元の重臣中に送った書状³⁴には、「御年限延二件」について幕府要路などへの工作をすすめるよう「旧年中」に決定したとあり、文政七年の政変直後に、この方針が定められたようだ。なお重臣中は、二、三年の延期を目指していた。³⁵ またこの問題に取り組むため、文政八年二月に鍋島但馬が江戸へ派遣された。³⁶

十左衛門らは、またもや田安家を頼ることにした。³⁷ 文政八年正月、江戸留守居横尾勘兵衛が田安家付家老柳沢聴信と面会し、周旋を依頼した。このとき十左衛門らは、「大洪水」を延期の理由として考えていた。しかし柳

沢はこれを断り、池田斉稷を頼るよう助言した。前年斉直の帰国を願うさい、「御入興」の準備はおおかた整ったと幕府要路へ説明しており、今回の延期願はまったく矛盾していることになる。そのため帰国願のさいに周旋した斉稷ならば、うまく理由をつけてくれるだろうと柳沢は語っている。

十左衛門らは、斉稷に周旋を依頼した。³⁸ しかし前年の斉直帰国願周旋の費用金一四〇〇両を斉稷へ渡していなかったため、頼みにくかったようだ。国元の斉直より斉稷へ「自翰」を出して依頼するように上申するなど、さまざまな方策を考えつつもずるずると時が経ち、結局四月頃斉稷に依頼したものの、断られてしまった。

そのため十左衛門らは、老中水野忠成や青山忠裕(青山は「御入興御用掛」をつとめていた)へ「書取」を提出し、彼らの「御内意」をうかがおうとした。ところが蓮池鍋島家・直興が「出殿」し(当時彼は在府しており、「出殿」とは佐賀藩江戸上屋敷に来たと解釈した)、「御入興」は身命をなげうってでも実施するよう主張した。直興はもともと「御年限延」には反対しており、重臣中は彼の意見に理解を示しつつも、財政難を理由に「御年限延」をすすめるようとしていた。³⁹ しかしこのとき十左衛門らは、直興の意見を受け入れた。そして「御入興」の準備をすすめる旨を説明するため、出府してきたばかりの鍋島但馬が帰国の途についた⁴⁰ ほか、江戸では早速、「御入興」にかかる費用の見積もりを出した(合計金五万四七〇〇両)。斉稷に周旋を断られるなど「御年限延」実現に向けた有効な手立てを見いだせない以上、十左衛門らは直興の主張を認めざるをえなかったのだらう。

同年五月に示された斉直の「上意」⁴¹ には「今更御年限延之願等決して不相叶筋相聞」とあり、帰国した鍋島但馬の説明をうけ、国元でも「御年限延」

を断念した。鍋島山城はじめ重臣中も、松原社・徳善社に「御入興」の成
功を祈願している。⁽⁴²⁾ たち「御入興」担当役人たちが任命されたほか、
六月に入ると費用の調達のため但馬が江戸・大坂で「改談」（両地の銀主と
の折衝だろう）をすすめ、さらに鍋島監物を江戸に派遣し、「御入興」準備
を担当させた。鍋島十左衛門も引き続き在府することとなり、佐賀藩は
「御入興」の予定どおりの実施を目指すこととなった。

斉直の「退隠」

文政八年二月、斉直は「退隠」を表明した。⁽⁴³⁾ この件について、先行研究
ではあくまで藩政から身を引くだけで、実際に隠居して藩主の座を嫡子・
貞丸に譲るまでは意味していないとされている。⁽⁴⁴⁾

斉直の「退隠」が初めて取り沙汰されたのは、管見の限り斉直による「退
隠」表明の直前だった。斉直の側回りから当役鍋島越後にあてた通達のな
かで、「御入興」費用など厳しい財政状況のなか今秋の参府は延期せざるを
得ず、その場合は幕府への「御首尾合」（前年の帰国のさい、御入興の準備
が整ったためと説明したこととの整合性か）にもかかわらず藩の一大事とな
るため、「退隠」せざるを得ないと斉直は表明していた。この通達を越後は
重臣中へ諮り、彼らは「御請」すると回答した。

斉直による「退隠」表明は以後「御内決」と表現され、「御典医仰請其外」
を今年中に済ませることにした。「御典医仰請其外」とは、幕府御典医に斉
直が病気であるとお墨付きをもらうなど、幕府要路への根回しを指すと本
稿では考える。斉直が藩主の座に留まり続けるのであれば、こうした根回
しは不要だろう。さらにこのとき重臣中は、来春の長崎警備の前に貞丸へ
家督を譲るよう斉直に上申しており、⁽⁴⁵⁾ 「退隠」は斉直の隠居、貞丸の襲封ま

でを含意していると本稿では考える。

同月、斉直は池田斉稷に「自翰」を送り、「御内決」の「御取扱」を依頼
した。このとき斉直は、国元の鍋島山城・越後および江戸の十左衛門・但
馬に「自翰」を「内見」するよう命じた。従来藩主の「自翰」を家臣が「内
見」することはなかったが、今回は御入興の延期問題ともかわるため特
別な配慮だった。形式上は斉直が「内見」を指示しているが、山城らが要
求したのかもしれない。

斉直からの要請をうけた斉稷は、斉直が在国のまま「退隠」するには三、
四年はかかり、かつかなりの費用（幕府要路へ贈るためか）が必要だと佐
賀藩の石橋官右衛門に話した。⁽⁴⁶⁾ 石橋は、十左衛門の意を受けてたびたび齊
稷のもとを訪れていた。斉稷との話し合いは極秘とされ、佐賀藩江戸屋敷
の者にも知られないよう徹底された。十左衛門が斉稷のもとを訪れば屋
敷内で秘密にすることは難しく、官右衛門が代役に立てられた。

同年五月初旬（七日以前）、斉稷は妹である斉直室・幸に、斉直について
「長く御役ハ出来被成間敷」との見解を示し、今秋出府して「御入興」を済
ませたうえで隠居してはどうかと話した。これにたいし幸は、斉直はいま
だ若く、出府は延期して藩政改革につとめ、二年後の文政一〇年に出府し、
以後も藩主として留まってほしい旨を答えたという。⁽⁴⁷⁾ 後述するが、斉稷は
今秋の斉直出府に反対しており、幸から出府延期の意向を引き出したかつ
たとみられる。

五月八日、十左衛門は急きよ帰国することを決意し、斉稷に直接面会し
た。「退隠」だけでなくさまざまな問題（後述）が明らかとなり、十左衛門
は国元の重臣中との協議が必要だと判断した。前述のように、それまで齊
稷と十左衛門は石橋官右衛門をあいだに立てて意思疎通していたが、十左

衛門は帰国を前に、斉稷とのつながりが表面化しても直接会うべきだと考えたようだ。このとき斉稷は十左衛門にたいし、今秋の斉直出府は中止し、その次の出府時に隠居するよう提案した。⁽⁸⁾ そうしないと斉直が何をやり出すか分からない、というのがその理由だった。また斉稷によれば、在国のままでの隠居は御三家以外認められず、先年「加賀」(金沢藩主前田斉広のことか。文政五年隠居、同七年死去)が病気を理由に在国中に隠居を願ったが、却下されたという。そのため斉直も一度は出府したうえで江戸にて隠居し、湯治などを理由に帰国して、国元で隠居生活を送るべきだと斉稷は述べている。

斉直の出府意思

また斉稷は、前述のとおり斉直の今秋出府に反対していた。その理由のひとつは、斉直の出府・在府費用を「御入興」の費用にあてるべきだというものである。さらにもうひとつ、斉稷は斉直が出府中に何をしでかすかわからない、と懸念していた。

斉直が「退隠」の意思を表明したのは、「今秋の出府ができなければ」という条件付きだった。ひょっとすると斉直は、「退隠」を主張すれば重臣中が出府を認めるだろう、と考えていたのかもしれない。しかし重臣中は斉直の「退隠」表明にたいして即座に賛同し、「退隠」および貞丸の家督相続へ向けて動くこととなった。この時点で、斉直の今秋出府はなくなったはずだった。

しかし斉直は、出府をあきらめていなかった。同年四月頃、佐賀藩御側頭山領外記は斉直室・幸の「御産方」(同年七月二日、幸は男子を産んだ)のために出府したが、実は斉直より密命を帯びていた。同月二四日、山領

は斉稷に面会し、斉直が今秋出府できるよう「心配」を依頼した。⁽⁹⁾ 幕府から斉直へ出府の「御声懸」をしてもらうよう斉稷に周旋してもらい、それを後ろ盾にして重臣中を抑えつける目論見だった。

幸は山領と面会したさい、斉直の出府について聞いた。そのさい山領は、「御入興」があるため斉直は出府すべきであり、重臣中もいずれ出府を要請するだろうと答えた。これを幸より聞かされた十左衛門が即座に否定したところ、幸は仮に費用のめどがついたとしても、斉直の出府は「御国家之御為相成ましき」ことだと述べ、十左衛門も同意した。

斉稷は、すでに佐賀藩側から今秋出府の中止を伝えられており、山領の申し出は「表向と御内実」が「表裏」している佐賀藩の内情を示している⁽¹⁰⁾と捉えた。そのうえで、斉稷は斉直が出府にこだわる理由を「御転任」(「御任官」とも)のためと推測した。「御転任」は斉直の数年来の「御心願」であり、その実現のために長期の滞府になると斉稷は見込んでいた。さらに「御転任」のための要路への根回しや実現した場合の礼式などの費用、および滞府費用をあわせると五、六万両ほどになるだろうとの見解を示している。斉稷は、斉直が「何をしでかすかわからない」ことを理由に今秋の出府に反対していたが、具体的にはこうした懸念を抱えていたためだった。

斉直が実際に「御転任」を望んでいたか、具体的に記した史料は今のところ見当たらない。しかし重臣中は文政七年の在府延長も、理由のひとつに「御転任」があったとみており、同六年末まで在府していた鍋島大隅にたいし、斉直の「御転任」の意思を知っていたか、のちに聞いた⁽¹¹⁾。また鍋島十左衛門によれば、そもそも貞丸と盛姫の縁組は幕府より「押て被仰出候事」ではなく、佐賀藩より働きかけたものだった。⁽¹²⁾ 斉直は将

軍家との縁組を梃子にして、「御転任」を実現しようと考えたのだろう（池田斉稷が、將軍家から婿養子を迎えて以降昇進したように）。

なお『鍋島直正公伝』第五卷「財政困難と盛姫君入興」第一章「佐嘉の財政困窮」冒頭の「総説」⁵⁵において、久米邦武は佐賀藩鍋島家の「官位家格」について説明している。久米によれば、佐賀藩は長崎警備により在府は半年とされていたために「江戸の会同交際に冷淡」となり、諸大名との任官競争に遅れをとってしまった。「隣藩の久留米すら」少将に昇進しているのに、⁵⁶ 斉直は侍従のままであった。このことは斉直生涯で「唯一の大恨事」であり、諸大名の競争を刺激して利を得ようとする幕府の術中にはまってしまったと、斉直を擁護している。『鍋島直正公伝』において明言はしていないように筆者は理解しているが、斉直が在府にこだわったり、後述する長崎警備の問題を思いついた／支持したりした背景に、⁵⁷ 「御転任」問題があると久米は考えていたようだ。⁵⁸

長崎警備の問題

文政八年の佐賀藩は、ほかにも大きな問題を抱えていた。先行研究において文政七年の政変が起こった理由、もしくは有田権之允らの切腹の理由のひとつとしてあげられる、長崎警備を熊本藩へ譲ろうとしたという嫌疑である。前述したとおり、本稿では斉直在府延長のみを文政七年の政変が起こった理由だと考えている。しかし長崎警備にかかる嫌疑も事実であり、有田らの切腹の理由だった。

佐賀藩重臣がこの問題について初めて論じたのは、管見の限り文政八年二月頃とみられる。江戸（のおそらく鍋島十左衛門）から国元（のおそらく重臣中）へ送られた「内密」と題された覚書によれば、⁵⁹ 前年夏頃佐賀

藩江戸留守居の横尾勘兵衛は、福岡藩の同役である大野弁左衛門と一席もうけた。そのとき横尾は大野から、「斉直様は「御番方」（長崎警備）はお嫌いなのか、そのため在府を延長されたのではないかと、国元から問い合わせが来ている」と問われた。なぜそのようなことに福岡藩が思い至ったのか横尾が聞き返したところ、大野は「以前三星屋庄三郎からそのような話を聞き、自分がつい殿様（福岡藩主黒田斉清）に話してしまった。その後斉直様が在府を延長されたので、あの話は本当だったので、殿様がお考えになった」と答えた。三星屋は、納富十右衛門が老中水野忠成やその家老たちへ贈るための茶碗などを購入した相手であり、⁶⁰ 佐賀藩江戸屋敷に出入りしていた。

横尾は佐賀藩江戸屋敷に戻ったのち、これを納富に報告した。しかし不安が募り、辻一平（この覚書作成時点では故人、元江戸留守居）に尋ねたところ、以前納富・有田および坂井弥兵衛の三人が斉直から何らかの命をうけ出府したさい、長崎警備を従来の隔年から三年に一年の担当にする、すなわち佐賀・福岡以外にもう一藩加えるという案を、納富・有田から聞かされたという。辻と坂井は容易ならざる事案と受け止め、ひそかに幕府奥祐筆組頭・青木忠陽に相談したところ、「其通之取扱は出来不申」と否定的な回答がきたという。

また同年三月四日付の鍋島越後・弥平左衛門書状⁶¹には、斉直の在府延長および「御番方」の件について、年寄として斉直の側にあった鍋島石見や納富・有田を取り調べ、彼らを裁くことで幕府への弁明にすべきだとある。ただこの時期、横尾の証言以上の情報は無かったようで、石見らの取り調べも開始されていない。

ところが同年四月二四日、妹・幸のもとを訪れた池田斉稷にたいし、鍋

島十左衛門は「長崎御番方之儀細川ニて年来之執心之末去年来杯は猶更諸方へ取入も有之居候由、先達て大塚丹弥迄粗御沙汰被成候儀も密と承知仕」と述べており、佐賀藩は斉稷から新たな情報を得ていた。斉稷は、このことを直接熊本藩主細川斉樹より聞いたという。大塚丹弥の役職は不明だが、佐賀藩江戸屋敷に詰め、斉稷と幸・十左衛門との連絡役をつとめていたようだ（この役割を、前述の石橋官右衛門が引き継いだ）。さらに十左衛門は、この件について国元でも「風説」があると述べている。しかしそれ以上の情報は得ていなかったため、斉稷を頼った。

これにたいし斉稷は、熊本藩は水野や御三卿・一橋家に金一万両を贈り、根回しをすすめていると述べた。さらには佐賀藩の側からも、斉直が長崎警備を「御嫌」のため辞退したい旨、やはり水野や一橋家に金一万両を贈って依頼していたという。そして佐賀藩でこの件について動いていたのが、納富十右衛門と有田権之允だった。斉稷はこの件を直接斉直に聞いた。だして納富・有田の処分を求めたが、斉直はひどく立腹したという。また斉稷によれば、斉直みずから田安家の奥医師・井上玄（元）真にたいし、同家への周旋を依頼したが断られていた。

これら斉稷の発言内容が、すべて事実かどうか確認できない。しかしこれ以降斉稷および重臣中は、熊本藩が長崎警備を狙っており、かつ佐賀藩の側でも斉直の側近である納富・有田が長崎警備辞退のため暗躍し、斉直みずからも動いていた（長崎警備辞退が斉直自身の考えだった、もしくは彼も非常に乗り気だった）という認識を共有し、対応を検討した。

同年五月二〇日、佐賀の白石鍋島家屋敷に預けられていた納富十右衛門の取り調べが始まった。⁶⁴前年末に預かり処分が下されてから五ヶ月近く経ったこの時期に取り調べが始まったのは、斉稷からの情報提供があった

ためだと本稿では考える。

鍋島十左衛門の帰国

文政八年五月晦日、鍋島十左衛門は佐賀に着いた。斉直へは、「御国家相懸大切之御用」が帰国理由として報告されている。⁶⁵「大切之御用」とは、ここまで述べた斉直の「退隠」および出府延期問題、および長崎警備にかかると問題である。

まず「退隠」について、翌六月に斉直は三家および重臣中の「申合」を了承し、「即今退隠之仕成」をとり、藩政は鍋島山城（同年三月、政維心遣・仕組所頭人に就任⁶⁶）など重臣中へ「委任」すると表明した。それにもなう「御遣料」（隠居料）も検討されたほか、幕府への「御勤向」などは貞丸の側近たちが担当するよう斉直は命じており、藩主交代の準備は着々とすすめられた。ただ幕府に願ひ出るなど、正式な隠居・貞丸の家督相続へは動かなかつた。在国のままでの隠居願ひは受理されないと、池田斉稷の助言に従ったとみられる。また「御入輿」を間近に控えているなか、隠居を願ひ出るのは混雑すると重臣中は考えたようだ。

次に斉直の出府延期について、のちに江戸へ戻った十左衛門が斉稷へ語ったところによれば、⁶⁷「三家」の鍋島直堯・直興および重臣中において延期を決定したという。直堯・直興は十左衛門帰国直後から頻りに佐賀城へ赴いており、特に直興は、六月六日には鍋島山城からの面会希望が早馬で届いて佐賀城へ出向いたほか、同一〇日には蓮池を訪れた鍋島弥平左衛門と面会するなど、重臣中との接触が確認できる。出府延期だけでなく、「退隠」についても談合していたのだろう。さらに同月、斉直出府を実現すべく斉稷と面会した山領外記は御側頭の職を解かれ、「家老」鍋島孫六郎へ預

けられた。⁽⁶⁹⁾

斉直も、重臣中の決定を了承した。しかし十左衛門は、斉直周辺ではいまだ出府実現のために「仕組手配」をひそかにすすめているとの情報を得ており、斉直より再度の周旋依頼があつた場合は拒否するよう、斉稷に願ひ出ている（斉稷も了承⁽⁷⁰⁾）。

重職中および斉稷としては、今秋の斉直出府は延期し、翌年春からの長崎警備を無事につとめたあと文政一〇年秋に出府、「退隠」の手続きをすすめるという筋書きを描いていたようだ。また佐賀藩内で「御入輿」の場に藩主がいらないのはおかしいという意見もあつたが、名代で充分だと押し切つた。出府延期が正式に決まつたのは文政八年九月で、病気が理由とされた。⁽⁷¹⁾ 名代は榊原政令（越後高田藩主、正室が斉直の姉・誠）、「御入輿」は伊達宗紀（伊予宇和島藩主、正室が斉直の妹・観）に依頼し、「御入輿」は斉直不在のなか挙行された。

最後に長崎警備の件について。十左衛門が秘かに重臣中へ語り、斉稷から得た情報を報告したところ、一同は初耳であり、ここまでの事態だつたのかと驚いたという。⁽⁷²⁾ 代々「家役」として受け継いできた長崎警備を辞するなど重臣中はとも受け容れがたく、対応を検討した。しかし幕府要路への周旋は、斉稷を頼るしかなかつたようだ。江戸に戻つた十左衛門から依頼された斉稷は了承し、各所へ配るカネの準備などを十左衛門に求め、熊本藩以上の周旋をすると約束した。

文政八年八月二七日、納富十右衛門と有田権之允にたいし、自宅での切腹が命じられた。⁽⁷³⁾ ふたりの詳しい罪状を記した史料は今のところ確認できないが、『鍋島直正公伝』にあつたとおり、長崎警備の問題によるとみている。鍋島十左衛門は斉稷にたいし、「（長崎警備の一件は）御近習・

補佐之役々不束之処々斯成立候義にて、縦令内様御自保之義等被仰出候とも為其之左右補佐之役目候得は、程能申上碎幾度も御諫申上被為思召留候様仕候はて不本意、残念千万無是非次第」と述べており、⁽⁷⁴⁾ 正確には長崎警備の件について斉直を諫めず、彼の希望を実現するために動いたことが、納富・有田の罪状なのだろう。⁽⁷⁵⁾ ふたりを厳罰に処することで、長崎警備を今後も「家役」として続けるという佐賀藩の決意を幕府にたいし示そうとしたのかもしれない。

三 「御入輿」後の混乱

「退隠」問題

文政八年十一月二七日盛姫の「御入輿」が済み、同日貞丸との婚儀も執り行われた。⁽⁷⁶⁾ 池田斉稷が江戸城の大輿から得た知らせによれば、「御入輿」にかかる佐賀藩の評判は大変良く、將軍家斉も満足していたようだ。⁽⁷⁷⁾

また長崎警備の件については、翌文政九年三月に「御番方一件ハ御運相付候」と、江戸の十左衛門より国元重臣中へ報告されている。⁽⁷⁸⁾ ここでの「御番方」は長崎警備の問題とは、ここまで検討してきた熊本藩との争いではなく、藩主斉直が在国のまま、どうやって長崎警備当番の命を幕府より受けるか、というものであつた。従来なら佐賀藩主は江戸からの帰国時に江戸城にてこれを受けていたが、斉直が在国しているため、十左衛門らは幕府要路と折衝を重ねていた。⁽⁷⁹⁾ その結果長崎奉行をとおして、長崎警備の当番を命じる「奉書」を斉直が受け取つた。

長崎警備について、熊本藩との争いにはつきり終止符がついたことを示す史料は見当たらない。ただこれ以降この問題を取り上げた形跡は今のと

ころ見当たらず、この年斉直が当番を拜命したことを以て、事実上解決したのではないだろうか。いずれにしろ、その後も佐賀藩が長崎警備を続けたことは周知のとおりである。

残る問題は、斉直の「退隠」のみとなった。斉直自身すでに藩主の座を降りたいと考えていたようで、貞丸を帰国させて長崎警備に取り组ませ、「退隠」をすすめようとした。⁸⁰しかし江戸の十左衛門は、在国の斉直に長崎警備の当番が無事命じられたため、貞丸の帰国を急ぐ必要はないと答えた。また十左衛門は、斉直の「退隠」は翌文政一〇年に願い出るよう提案し、斉直も了承した。前述したとおり、池田斉稷や佐賀藩重臣中は、文政一〇年に斉直が出府して「退隠」願いを出すべきだと考えており、その流れが定まったといえよう。

江戸役人の帰国

こうして佐賀藩が抱えていた諸問題は次々と解決し、今後は斉直の隠居・貞丸の襲封、および藩札など内政問題に取り组むだけとなったはずだった。しかし佐賀藩は、新たな問題をみずから引き起こしてしまう。

文政九年三月、幕府要路などへ「御入興」が無事に済んだことの挨拶回りをを行うため、斉直の名代として「親類同格」諫早豊前が出府した。⁸¹すると盛姫の御用人間宮平右衛門が、豊前との面会を鍋島監物に求めてきた。しかし豊前はすぐに帰国の予定だったため日程が合わず、間宮は書状を認めた。その書状（三月二九日付）は、まず貞丸と盛姫が馴染んできていることを喜びつつ、「御入興」やその後の盛姫周辺の諸事について精勤している佐賀藩の役人たちを賞している。しかし一方で、納富一間多と森川利左衛門が帰国していることに「当惑」を表明した。納富一間多は貞丸の御進

物役をつとめ、森川利左衛門は「御入興」の準備にかかわったのち、貞丸・盛姫の御遣料元メ役に就いていた。⁸²ふたりとも貞丸の側にあつたが、このとき佐賀に帰国していた。

以上のことは、監物より鍋島十左衛門・但馬へあてた書状に記されていた（四月一三日付）。但馬は同年一月、十左衛門には四月に帰国命令が出ており、監物は国元のふたりに間宮の件を伝えていた。さらに監物は、洪助右衛門の帰国について懸念を表明していた。もともと御相続方相談役だった洪は文政八年五月に御入興方相談役の兼帯を命じられ、同年一月には江戸屋敷頭人相談役に就いていた。ところが同九年正月、洪へ帰国命令が出された。⁸³しかし監物らは代役が国元より送られていないことを理由に、彼の帰国を引き延ばしていた。

なおこの書状のなかで、監物は江戸の状況について「諸物屋渡滞等之筋是迄色々申宥二も相成居候処、去月末二相成物屋共二も連印願書等も相抜き、扱又役々小屋々々二も打詰不穩次第移り行」と述べている。「御入興」の準備などで取引をした「諸物屋」（商人）たちへの支払いが滞り、何とか彼らをなだめているが、商人たちは連印の願書を提出したり、江戸屋敷内の役人の「小屋」（役人が住む長屋か）にまで押しかけ、不穩な状況に陥っているという。⁸⁴こうした状況下、会計担当者ひとり森川利左衛門は帰国しており、さらに洪助右衛門まで江戸を去ってしまうと商人たちに「疑念」を生じさせ、さらなる混乱に陥ると監物は危惧していた。

次に五月一四日付の鍋島宮門あて鍋島山城・弥平左衛門書状を検討したい。⁸⁵ふたりは諫早豊前が江戸より持ち帰った間宮の書状を読んだとみられ、「江戸役々之内御呼下之儀」について、「御入興」に関し江戸より寄せられる報告は「御家法之筋二相悖」るものばかりであり、支出についても

不明な点が多いため、担当役人を国元へ呼び寄せるしかなかったと主張している。しかし間宮をはじめとする盛姫側は、佐賀藩は「御入輿」に不満を抱いているため担当役人を呼び戻したと疑っていた。そのためちょうど大坂へ行く予定だった鍋島宮門（彼は御相続方相談役・御蔵方頭人の職にあり、借金など財政関係の用事があつたと考えられる）に江戸まで出向き、盛姫側にたいし、役人を呼び戻したのはあくまで佐賀藩の事情であり、盛姫のためにもなることだと説明するよう命じた。

さらに五月一五日、江戸上屋敷では盛姫の誕生日祝いが催され、斉直室・幸も出席した（このとき幸は上屋敷を貞丸夫婦に譲り、中屋敷に移っていた。⁸⁷ 斉直「退隠」の一環）。そのさい盛姫付の年寄亀沢は、幸へ次のように話したという。亀沢たちは盛姫が佐賀藩江戸屋敷に馴染むまで、佐賀藩の担当役人たちが色々心遣いしてくれろと考えていたが、彼らは次々と帰国させられている。「御入輿」のため「骨折」の役人たちには褒美など与えられてしかるべきのところ、逆に退任させられたりしていると聞く。これは佐賀藩が盛姫の「御引移」を好ましく思っていないためではないかと、江戸城大奥でも不審に思われている。このように、「御入輿」成功に貢献した佐賀藩江戸役人の国元召還は盛姫側に疑念を生じさせ、將軍周辺にまで影響がおよんでいたと佐賀藩は認識することになった。

重臣中の分裂

ここで文政九年初頭における、佐賀藩の政治体制を確認しておきたい。藩政のトップである当役には、鍋島越後が就いていた。ただ文政八年六月に斉直が重臣中に藩政を「委任」したさいの通達には「鍋嶋山城始重職中え令委任」とあり、政雑心遣・仕組所頭人の座にあつた鍋島山城が、藩政

の中心にあつたようだ。⁸⁸ また財政を担当する御相続方は鍋島弥平左衛門・但馬の二人がつとめ、弥平左衛門は国元、但馬は江戸にあつた。鍋島十左衛門（越後の子）と監物も江戸にあり、「御入輿」にかかる政務を但馬とともに担った。おおよそこの六人が重臣中のなかでも中心となり、佐賀藩政を運営していた。

ここまで検討してきたように、斉直の在府延長以降の諸問題について、重臣中は一致して対応してきた（鍋島大隅は斉直の考えに沿うような動きをみせたが、例外的）。ところが最大の懸案だった「御入輿」が済むと、重臣中の結束にヒビが生じてきた。そのきっかけが、江戸役人の帰国問題だった。

前述したとおり、江戸で「御入輿」などにあたつた鍋島十左衛門・但馬は文政九年に入り相次いで帰国したが、彼らには「江戸表取計方」を理由に「用捨」（謹慎）処分が下された。⁸⁹ また江戸で「御入輿」の実務、その後盛姫にかかる出費などに対応していた洪助右衛門も、五月にすべての役職を解任された。⁹⁰ 盛姫周辺が懸念していたように、「御入輿」に携わつた重臣や役人たちには、ことごとく処分や帰国命令がくだされていた。

同年七月一六日、当役鍋島越後は部下である請役付・嘉村源左衛門を介し、鍋島山城・弥平左衛門へ次のような意見書を提出した。⁹¹ 「御入輿」について「御年限延」などを検討したことにより、幕府内に「佐賀藩の重臣たちは「御入輿」を喜んでいないのではないか」との疑念が生まれている。

さらに洪助右衛門など江戸役人の罷免・帰国が相次いでいるが、本来なら勤功を賞してもいいはずで、これもまた幕府の疑念を生む要因となっている。また帰国した十左衛門・但馬は謹慎しているが、何が問題だったのか説明がない。⁹² 国元と江戸の「不一致」があらわとなっており、重臣からひ

とり江戸へ派遣し、事態を收拾すべきである。

この意見書をうけて鍋島山城は、「親類同格」諫早豊前・多久美作（このときふたりとも当役差次⁽⁹⁴⁾）にたいし、越後の主張を重臣中で審議するよう依頼し、自身はその結果がでるまで「出勤差控」とすると申し出た（弥平左衛門も⁽⁹⁵⁾）。しかし重臣中ではなかなか結論が出ず、八月九日、斉直に意見を求めた。これにたいし斉直は、これまでの山城・弥平左衛門の働きに不満はなく、すぐに出勤するようにとの意向を示した。大目付の調査でも問題なしとなり、山城・弥平左衛門は職務に復帰した。その後弥平左衛門は、当役の座に就いた⁽⁹⁷⁾。

越後の意見書提出は彼の本意ではなく、嘉村源左衛門および嘉村の「近縁」である成松万兵衛にそそのかされたためという結論が出された⁽⁹⁸⁾。嘉村・成松は洪助右衛門とも近く、山城らの対応に不満を持っていたとみなされた。同年九月ふたりは隠居のうえ牢人、城下近在を追放となった⁽⁹⁹⁾。一方山城に対しては九月七日、長年の「骨折」を賞して斉直より「秘蔵之兜」がくだされた⁽¹⁰⁰⁾。嘉村・成松がほんとうに意見書の首謀者だったのか、佐賀藩の調査結果に拠るしかない。いずれにしろ山城・弥平左衛門は斉直の信任を得て、権力を確保したはずだった。

ところが同年一〇月、ふたりは役職辞任を申し出た⁽¹⁰¹⁾。山城の辞意表明では、これまでの政務に「不行届」があつたこと、今後の政務遂行も難しいことを理由としている。先行研究では、この頃問題となっていた藩札政策の失敗を辞任の理由と推測しているが、藩札にかかる問題はこの頃生じたものではなく、佐賀藩の長年の懸案だった⁽¹⁰²⁾。九月に斉直から兜を拝領したばかりの山城が一転して辞任するほどの問題だったとは、筆者には考えにくい。ふたりから盛姫周辺への弁明を命じられていた鍋島宮門も、一一月

に大坂から呼び戻されて「親類」村田伊平太のもとに預けられており、盛姫や將軍周辺の佐賀藩に対する疑念を解くには、山城らの辞任・処分が必要だったのではなからうか。

弥平左衛門に代わる当役には多久美作が就き、鍋島越後が当役・御相続方都合心遣として補佐することになった⁽¹⁰³⁾。一方鍋島十左衛門・但馬には一月に「御呵」の処分が下り、洪助右衛門も逼塞が命じられた⁽¹⁰⁴⁾。三人とも、斉直室・幸の中屋敷引越をめぐる不手際が処分理由とされているが、今のところ「不手際」の詳しい内容を記した史料は見当たらない。

ただし但馬は同年一二月御相続方に復帰し、十左衛門も翌文政一〇年九月、当役の座に就いている⁽¹⁰⁵⁾。隠居牢人を命じられた嘉村源左衛門・成松万兵衛も、処分から三ヶ月後にはそれぞれ御仕組所付役・目附役として藩政に復帰し、洪助右衛門も文政一二年には斉直の年寄の座にあつた⁽¹⁰⁶⁾。一方鍋島山城は文政一〇年三月二一日、隠居のうえ佐賀城下を離れるよう命じられた⁽¹⁰⁷⁾。弥平左衛門も同年五月一五日子の孫四郎が家督を継いでおり、山城と同時期に隠居を命じられたようだ。

以上の重臣中内部の争いは、国元派（山城・弥平左衛門）と江戸派（十左衛門・但馬）という構図でみることができよう⁽¹⁰⁸⁾。いったんは国元派の勝利にみえたが、山城・弥平左衛門の失脚後は江戸派の主要人物が相次いで要職に就いた。文政一〇年一二月二二日、貞丸は元服して信濃守斉正となり、さらに翌一一年一二月一六日、侍従に任じられた。歴代佐賀藩主で部屋住みのうちに侍従に任官した例はなく、盛姫周辺から江戸城大奥への運動の成果だった⁽¹⁰⁹⁾。佐賀藩における盛姫周辺の影響力は大きく、やはり江戸派が勝利した要因だと本稿では考えたい。

おわりに

「はじめに」で述べたように、文政七年の政変は藩主・斉直対重臣中という対立構造のもとに発生した。「斉直は任官のために江戸に留まった」という池田斉稷や重臣中の認識を前提とすれば、將軍を頂点とした江戸の武家社会における地位上昇を望んだ斉直と、家中や領民の成り立ちを優先させたい重臣中の対立といえようか。長崎警備を辞退するという斉直の目論見も、他大名と同様に江戸に一年とどまり、江戸の「宮廷社会」⁽¹⁶⁾において存在をアピールしたかったのだろう⁽¹⁷⁾。

大名は將軍の臣下であり、家中や領地・領民は、大名が臣下としてのつとめを果たすための道具・財源である。斉直が求めた任官は大名家にとって名誉なことであり、彼の意識は大名として当然だろう⁽¹⁸⁾。一方重臣中たちからすれば、収入の二〜四割にあたる御馳走米を毎年徴収され、この時期は臨時の御馳走米や人別銀なども賦課されていた。御家にとつて名誉なこととはいえ、自分たちの家の存続にもかかわる事態だった。

自分たちの主張をおし、斉直の「退隱」宣言を取り付けた重臣中だが、最大の懸案だった「御入輿」を無事に終えると、国元と江戸の「不一致」を起こしてしまう。いったんは鍋島山城・弥平左衛門の国元派が斉直の信任を得たものの、まもなく失脚した。その背景には、盛姫周辺の影響力があつたと本稿では考えた。將軍家との関係を重視するか、家臣・領民の成り立ちを優先するかという構図が、ここでも当てはまるのではなからうか⁽¹⁹⁾。

「御入輿」は成功であり、かつ盛姫を大事にするという姿勢を、佐賀藩は

みせる必要があつた。しかし「御入輿」や盛姫関係の支出などに不満を抱く国元派が藩政の中核にあつては、それは叶わなかつた。山城・弥平左衛門の失脚は、將軍家・幕府向けに必要な人事だったと本稿では考える。その後元服した斉正が部屋住みのまま侍従に任官したことは（佐賀藩では異例のことだった）、佐賀藩の方針転換が將軍家・幕府に評価されたゆえだと考えられる。

文政七年の政変、およびその後の顛末は、「大名家は何を目的として存在したのか」という本質的な問いを投げかけるものではなからうか。武家社会での上昇と家臣・領民の成り立ちは必ずしも二項対立的なものではないが、当時の佐賀藩ではこのふたつが衝突し、政治的混乱を引き起こしたのである。

政治的混乱が収束した文政一〇年、佐賀藩は斉直の隱居・斉正の家督相続に向け動き出す。しかし池田斉稷や重臣中が構想していた同年秋の出府↓隱居願いというシナリオは、斉直が出府しなかつたことで実現していない。斉直が出府しなかつた理由は不明だが、隱居が既定路線になつた以上、江戸へ出向く意欲を失つたのだろうか。次の出府時期である文政一二年、隱居願いの提出に向け佐賀藩は動き出し、翌文政一三年二月、斉直は在国のまま隱居を許された。文政一〇〜一三年の詳しい分析が必要だが、今のところ史料的に限界があり、今後の課題としたい。

斉直にかわつて藩主に就いた斉正は、初入部の直後、近年「大礼」などさまざまな臨時費用や江戸の支出がかさんでいると佐賀藩の現状を説明し、質素儉約に励んで「四民安堵」をめざすほか、長崎警備の精勤を宣言した⁽²⁰⁾。先行研究では、藩主就任後数年の斉正は重臣中の協力が得られず、藩政改革がすすまなかつたとされる⁽²¹⁾。しかし節儉や家臣・領民の成り立

ち、さらには長崎警備を重視した斉正が藩主に就いた背景に、本稿で論じたような斉直と重臣中との対立があったことを踏まえると、むしろ重臣中の望みどおりの藩主が誕生した、といえないだろうか。また天保六年斉正は、斉直が望むもついに果たせなかった少将任官を実現している。まさに斉直と重臣中、両方の期待を実現した藩主であった。文政七年の政変前後の混乱が、名君・斉正を生み出したのかもしれない。

〈註〉

- (1) 「重臣中」は、当時佐賀藩政の要職についていた人物を中心に、後述する家格のうち親類・親類同格・家老にあたる人びとが構成した政治グループを、本稿では意味している。
- (2) 高野信治「財政危機の進行」(藤野保編『続佐賀藩の総合研究』第四章第四節、吉川弘文館、一九八七年、のち高野『藩国と藩輔の構図』、名著出版、二〇〇二年に収録)。
- (3) 久米邦武編述、中野礼四郎校補『鍋島直正公伝』第一編(侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年、のち財団法人西日本文化協会より一九七三年に復刻)。
- (4) 伊藤昭弘『青年藩主鍋島直正―天保期の佐賀藩』(海鳥社、二〇一〇年)。
- (5) 後で詳しく検討しているように、長崎警備の件は佐賀藩が鳥取藩主池田斉稷から得た情報に基づいており、実態について本稿で論じることはできなかった。しかし政変前後の事象を検討するにあたっては、佐賀藩重臣中がこれを事実として認識し、幕府要路への運動や藩内での処分をすすめたことが重要だと考えた。
- (6) 文政五年「御意請」(公益財団法人鍋島報効会所蔵、佐賀県立図書館寄託鍋島家文庫三〇九一三)。以下、本章で特に典拠を示していない場合には本史料に拠る。
- (7) 弥平左衛門はこのとき「日向」を名乗っていたが、文政八年頃弥平左衛門に改めており、本稿では「弥平左衛門」に統一する。
- (8) 倉町鍋島家文政五年「日記」(鍋島家文庫〇二二一四二)。
- (9) 「官私要録」(佐賀県立図書館編集・発行『佐賀県近世史料』第八編第四卷、二〇一三年)。

- (10) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」(鍋島家文庫五八五二)。
- (11) 久米『鍋島直正公伝』、高野「財政危機の進行」。
- (12) 佐賀藩では藩士を一〇〜一五の「大組」に編成し、「家老」「着座」の家格の者が大組頭をつとめた。鍋島市佑は、「着座」にあたる。なお市佑は、納富十右衛門の実弟である。

- (13) 佐賀藩政の中心部局。当役を中心に、藩政を運営した。
- (14) 「口上覚」(鍋島家文庫四三三二)。
- (15) 「御参府中要録」(『佐賀県近世史料』第八編第四卷、古賀穀堂の日記)。
- (16) 「御参府中要録」。
- (17) 白石鍋島家文政七年「日記」(鍋島家文庫〇二二一四五)。
- (18) 本稿でたびたび出てくる御馳走米は、家臣の禄高(佐賀藩では「地米高」という年貢高が用いられた)から決まった割合を徴収するもので、ここでの献米は御馳走米とは別に米の抛出が課せられたものである。
- (19) 「政雑心遣」の具体的な職掌を記した史料はみあたらない。藩政のトップである当役を支える相談役のような立場だったと本稿では考えている。
- (20) 「鍋島大隅一件二付連池取合一通」(鍋島家文庫三一〇一)、「御参府中要録」。
- (21) 「鍋島大隅一件二付連池取合一通」。
- (22) 白石鍋島家文政七年「日記」。
- (23) 「鍋島大隅一件二付連池取合一通」。
- (24) 白石鍋島家文政七年「日記」。
- (25) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (26) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」(鍋島家文庫九二二一)。
- (27) 山本英貴によれば、林は「家斉の寵臣ともいえるべき存在」だったという。佐賀藩は、林とおおして家斉周辺への運動をすすめるようと考えたようだ。山本英貴「江戸幕府の政務処理と幕藩関係―家斉期の行列道具を素材として―」(『史学雑誌』第一二六編六号、二〇一七年)。
- (28) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (29) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。また同年一月山城・十左衛門・但馬・弥平左衛門がそれぞれ金五〇〇疋を斉稷へ贈ったことが確認できる(白石鍋島家文政八年「日記」、鍋島家文庫〇二二一四五)。
- (30) 乙五郎を婿養子に迎えたのち斉稷は昇官し、文政二年には左近衛中将に任じられ

ている。鍋島家の縁戚大名のなかでも、將軍家・幕府要路への周旋に最適の人物だと重臣中はみなしたのでらう。

- (31) 「江戸出府二付書状控(写)」(鍋島家文庫一五二二)。
- (32) 藩主およびその周辺と重臣中という対立構造自体は本稿でも認めるが、重臣中が出府を決意したのは斉直の在府延長が理由である。
- (33) 拝借金については、大平祐一「江戸幕府拝借金の研究―幕藩関係の一考察―」(『法制史研究』二三、一九七四年)。
- (34) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (35) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (36) 「日記書抜」(鍋島家文庫〇二二一八)。この史料は、斉直の側回りの「日記」から記事を抜粋したものである。
- (37) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (38) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (39) 「はじめに」で述べたとおり、基本的に「三家」は佐賀藩政には関与しない。しかし文政七年の政変において、重臣中が出府するさい「三家」にも通知しており、重臣中は「三家」の権威を利用しようと考えたようだ。その結果当該期「三家」の存在が佐賀藩政のなかで大きくなり、後述する斉直「退隱」のさいも重臣中は「三家」と連携した。なおこのとき「三家」のひとつ鹿島鍋島家は当主・直永が若干年だったため、表舞台には現れていない。
- (40) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (41) 「日記書抜」。
- (42) 「日記書抜」。
- (43) 「日記書抜」。
- (44) 高野「財政危機の進行」。
- (45) 「日記書抜」。
- (46) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (47) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (48) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (49) 斉稷から山領の役職を尋ねられた鍋島十左衛門がこう答えている(「江府より懸合之内密書取写(手書)」)。
- (50) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。

- (51) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (52) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (53) 「鍋島大隅一件二付蓮池取合一通」。
- (54) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。「此御方(佐賀藩)より重畳御誘之未漸御縁辺にも相成候末、御比合も相極居」とある。
- (55) 『鍋島直正公伝』第一巻所収。
- (56) 久留米藩主有馬家は七代藩主頼僅が左少将に任官し、以後一〇代頼永(在任二年で死去)をのぞく歴代藩主すべてが左少将に就いている。
- (57) 池田斉稷や鍋島十左衛門は、斉直が長崎警備を放棄し、さらに関東への替地を望んでいると警戒していた。「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (58) ただし久米は、この点を明言はしていない。当該期佐賀藩の財政窮乏や長崎警備の問題について、あくまで有田権之允一派の専横が理由であるとすることで、直正の父である斉直自身の責任や藩主としての資質に言及するようなことは避けたからではなからうか。
- (59) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (60) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (61) 「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。
- (62) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (63) 斉稷は十左衛門にたいし、この件について佐賀藩江戸屋敷では何か情報を得ていないのか尋ねたところ、十左衛門は前述した福岡藩留守居大野弁左衛門のエピソードだけを答えている。
- (64) 白石鍋島家文政八年「日記」(鍋島家文庫〇二二一四五)。
- (65) 「日記書抜」。
- (66) 高野「財政危機の進行」。
- (67) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (68) 小城鍋島家文政八年「日記」(佐賀大学附属図書館所蔵小城鍋島文庫OCN二一〇)、蓮池鍋島家文政八年六月「請役所日記」(佐賀県立図書館所蔵蓮池鍋島家文庫〇三三三三)。
- (69) 「日記書抜」。
- (70) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。
- (71) 「日記書抜」。

(72) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。前述のとおり横尾勘兵衛が福岡藩江戸留守居から聞かされた話を重臣中は認識していたものの、斉直周辺や熊本藩の具体的な工作活動は初めて知ったのだろう。

(73) 白石鍋島家文政八年「日記」。

(74) 「江府より懸合之内密書取写(手書)」。

(75) 当初重臣中は、納富十右衛門が老中水野忠成家老土方縫殿助の父・祐因に贈るために準備した茶碗を問題視していた。納富は三星屋から茶碗を金一六〇両で購入したが、実は金一両程度の品ではないか、と疑ったのである。しかし調査した佐賀藩の目付は、茶碗などの価格は言い値で決まる面があり、納富の茶碗購入を罪とは言い切れないと報告している。長崎警備の問題以外で具体的に納富らにかかった嫌疑は、今のところこの程度である。「納富十右衛門等切腹に関する書状(写)」。

(76) 「日記書抜」。

(77) 「日記書抜」。

(78) 「日記書抜」。

(79) 「日記書抜」。

(80) 「日記書抜」。

(81) 「極密江戸贈答書附」(鍋島家文庫三一一二)。

(82) 「日記書抜」。

(83) 洪助右衛門の履歴については「日記書抜」に拠る。

(84) この記述は「はじめに」で触れた、直正が藩主襲封後の初入部のさい、同道する藩士たちへ支払いを求めて商人たちが江戸上屋敷に押しかけた、という『鍋島直正公伝』のエピソードに酷似している。

(85) 「極密江戸贈答書附」。

(86) 「日記書抜」。

(87) 「極密江戸贈答書附」。

(88) 「日記書抜」。

(89) 高野「財政危機の進行」。

(90) 「日記書抜」。

(91) 「日記書抜」。

(92) 「出仕差控候一件書附其外控」(鍋島家文庫三一一三)。なお両人の謹慎は、佐賀

で催された貞丸・盛姫婚儀の御祝にさいして許されたが、ふたりは「不快」を理由に出仕しなかった。自分たちの処分理由が明示されていないことに、不満を持つていたようだ。

(93) 但馬は御相続方の任を四月に解かれ、九月に「親類」鍋島伊予が後任となった(「日記書抜」)。

(94) 「日記書抜」。「差次」とは、現代の語でいえば「代理」や「補佐」にあたるものと考えている。このとき当役鍋島越後は病気を抱え、辞任を訴えたこともあった。しかし辞任は認められず、かわりに豊前・美作を「差次」とすることで、越後の負担を軽くしようとした(「日記書抜」)。

(95) 「出仕差控候一件書附其外控」。

(96) 「日記書抜」。

(97) 「日記書抜」。

(98) 「出仕差控候一件書附其外控」。

(99) 「日記書抜」。

(100) 白石鍋島家文政九年「日記」(鍋島家文庫〇二二一五三)。

(101) 「日記書抜」。

(102) 白石鍋島家文政九年「日記」。

(103) 高野「財政危機の進行」。

(104) 伊藤昭弘「佐賀藩における紙幣発行―米筭を例に―」(『佐賀大学経済論集』四五六、二〇一三年。のち伊藤『藩財政再考』、清文堂、二〇一四年に収録)。

(105) 「日記書抜」。

(106) 「日記書抜」。

(107) 「日記書抜」。

(108) 「日記書抜」。

(109) 「御親類御家老諸役」(鍋島家文庫三三二一五九)。

(110) 「日記書抜」。

(111) 「直正公譜」。

(112) 「御親類より中老迄代々覚書」(鍋島家文庫一四一一四)。

(113) 「御親類より中老迄代々覚書」。

(114) 先行研究では越後・十左衛門の武雄鍋島家が藩政を掌握したとするが、本稿では江戸で「御入興」にあたった人びとが藩政の中枢を占めたと理解したい。高野

「財政危機の進行」。

(115) 「斉正公御部屋住中日記書抜」(鍋島家文庫〇二一七)。

(116) 山本博文は寛永期頃江戸に「宮廷社会」が誕生し、大名にとって將軍や幕閣、諸大名などとの交際が重要になったとする(『江戸の宮廷政治』熊本藩細川忠興・忠利父子の往復書状』、読売新聞社、一九九三年)。斉直の考えは重臣中には支持されなかったが、大名の行動原理としてはまっとうなものだった。

(117) 重臣中によれば、斉直は関東への転封を望んでいたという(「極密江戸贈答書附」)。

(118) 佐藤宏之は、大名家にとつての武家官位について、「他の大名と比較し、大名家の自己(自己)認識を形成」するためのツールであり、「自己のアイデンティティのよりどころ」であったと評価している(『近世大名の権力編成と家意識』、吉川弘文館、二〇一〇年)。また大名が官位獲得など家格の上昇に奔走する様子については多くの研究があり、畑尚子(『徳川政権下の大奥と奥女中』、岩波書店、二〇〇九年)や山本英貴(『江戸幕府の政務処理と幕藩関係』、「家斉期の幕藩関係―毛利家の家格上昇運動を素材として―」『歴史学研究』九九一、二〇一九年)の研究を本稿では参考にしていく。

(119) 近世中後期、佐賀藩における御馳走米は常態化していた。伊藤『藩財政再考』。
 (120) ただしこうした構図が、常に大名と家臣のあいだで成立するわけではない。盛岡藩は家格上昇のためさまざまな手段を執り、ついには石高を名目のみ二〇万石とする「高直」を実現した。これは蝦夷地警備など負担増につながるが、盛岡藩内部で佐賀藩ほどの紛争が起きたようすはない(千葉一大「近世大名の身分と格式」、『日本歴史』五九九、一九九八年)。こうした差異がなぜ現れるのか、諸藩の事例を比較するうえで大きな論点だろう。

(121) 「日記書抜」。

(122) 「直正公御年譜地取」(佐賀県立図書館編集・発行『佐賀県近世史料』第一編第一巻、二〇〇三年)。

(123) 『鍋島直正公伝』、木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版会、一九九七年)。

(124) 「佐賀藩歴代藩主略系図 Ⅲ」(『佐賀県近世史料』第一編第一巻)。畑尚子によると、斉正の少将任官の背景には盛姫およびその周辺の周旋があったという。また鍋島家の家格上昇や拝借金、他家との紛争解決において、盛姫の存在が大き

かったと指摘している。畑『徳川政権下の大奥と奥女中』。

関係年表

年	月 日	出 来 事	典 拠
文政5年	9月15日	鍋島大隅、姫君様御入輿につき御願筋および江戸方御仕組につき出府が命じられる（11月4日出府）	文政5年御意請、倉町鍋島家日記
文政6年	1月	御屋敷仕組・御入輿の件で、古賀穀堂が男谷彦四郎と大隅・納富十右衛門を引き合わせる	官私要録
	3月	納富十右衛門、水野忠成らへ進物を贈る	納富十右衛門等切腹に関する書状（写）
	10月29日	斉直着府	御参府中要録
文政7年	3月23日	入輿方のため斉直在府延長が佐賀で発布	白石鍋島家日記
	4月23日頃	鍋島讃岐、大目附深江平八、御側頭石井内膳着府	御参府中要録
	夏	横尾勘兵衛、福岡藩留守居から長崎警備にかかる疑念を告げられる	納富十右衛門等切腹に関する書状（写）
	閏8月8日	山城・十左衛門・但馬・弥平左衛門出府	白石鍋島家日記
	10月頃	池田斉稷を通して斉直の帰国を老中青山忠裕へ願う	納富十右衛門等切腹に関する書状（写）
	11月13日	幕府より斉直の帰国許可	白石鍋島家日記
文政8年	11月16日	斉直江戸出立	白石鍋島家日記
	4月24日	池田斉稷、御入輿方延引の取りなしが困難だと表明	江府より懸合之内密書取写（手書）
	4月26日	斉稷、斉直の参府に懸念を表明	江府より懸合之内密書取写（手書）
	4月	長崎警備に関する情報を池田斉稷より得る	江府より懸合之内密書取写（手書）
	5月12日	斉直、御入輿延期断念を表明	鍋島大隅一件二付蓮池取合一通
	5月20日	納富十右衛門取調	白石鍋島家日記
	6月	斉直、「退隠」を表明、政務は山城へ委任	日記書抜
	8月27日	納富十右衛門、有田権之允切腹	白石鍋島家日記
	9月	斉直出府延期	日記書抜
11月27日	盛姫御入輿、貞丸と婚儀	日記書抜	
文政9年	1月	洪助右衛門帰国命令	日記書抜
	3月	参府した諫早豊前へ盛姫守役間宮平右衛門より江戸役々の帰国に懸念表明	極密江戸贈答書附
	5月	盛姫御付年寄亀沢より御前様へ懸念表明	極密江戸贈答書附
	5月	山城・弥平左衛門、鍋嶋宮門へ出府指示	極密江戸贈答書附
	5月	洪助右衛門解任	日記書抜
	6月	十左衛門・但馬用捨処分	日記書抜
	7月	鍋嶋越後より山城・弥平左衛門へ意見書（江戸役々への帰国命令など非難）	出仕差控候一件書附其外控
	9月	成松万兵衛・嘉村源左衛門隠居牢人	日記書抜
	9月	鍋嶋山城へ政雑粉骨をたたえる直達	日記書抜
	10月29日	山城・弥平左衛門辞任	日記書抜
	11月17日	十左衛門・但馬、江戸表不行届につき御呵り	日記書抜
	11月	洪助右衛門御前様溜池引越など江戸表不行届につき逼塞	日記書抜
	12月	十左衛門・但馬、用捨赦免	日記書抜
12月	但馬、相統方に就く	日記書抜	
12月	成松万兵衛目附役に就く	日記書抜	
12月	嘉村源左衛門御仕組所附役に就く、御番方付役兼帯	日記書抜	